

不妊に悩む方への特定治療支援事業 拡充のご案内

助成を受けることができる夫婦の要件、助成上限額、助成回数について変更がありますのでご確認ください。

対象は、令和3年1月1日以降に終了した治療です。

(令和2年12月31日までに終了した治療は変更の対象になりません。)

1. 730万円未満(夫婦合算の所得)の所得制限が廃止されます。

2. 助成上限額が変更になります。

(1) 治療方法

- A(新鮮胚移植)
- B(凍結胚移植)
- D(移植のめどが立たず治療終了)
- E(受精できず、又は異常受精等により中止)

助成上限額は、1回30万円になります。

※ 男性不妊治療を行った場合も同様です。

(2) 治療方法C(採卵を伴わない胚凍結移植)及び治療方法F(採卵したが卵が得られない等のため中止したもの)の助成上限額は、1回10万円になります。

3. 助成回数の上限は、1子ごとに6回までとなります。

※ 40歳以上43歳未満で開始した治療の助成回数は、1子ごとに3回までです。

※ 助成制度を利用して不妊治療を受け、出産に至った場合、助成回数のカウントをリセットできます。リセットは、これにより、助成回数が増える場合のみ行います。

4. 事実婚も助成対象になります。

(治療により出生した子の認知を行う意向であることが必要です。)

<必要な書類>

原則、令和2年度の申請については変更ありません。

所得制限は廃止されますが、助成にあたって旧制度分か拡充分かを確認するため、夫及び妻の令和2年度の住民税課税(非課税)証明書が必要です。

<追加して必要となる書類>

① 助成制度を利用して不妊治療を受け、出産し、助成回数をリセットしようとする場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を提出してください。(死産の場合は、死産届の写しや母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し等)

※ リセットを行う申請の際に、一度、提出して下さい。

② 事実婚の場合は、治療当事者両人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)あるいは戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)及び、治療当事者両人の住民票の提出が必要です。

また、両人が同一世帯でない場合は、理由を記載した申出書が必要となります。

※ 上記の書類は、令和2年度に、同じ内容の書類をすでに神奈川県に提出している場合は、省略できます。

◎対象年齢(妻の年齢が43歳未満)に変更はありません。

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課 電話(045)210-4786

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f854/index.html>